

平成27年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成27年2月26日 午前10:00

○散 会 午後 2:34

○出席議員（17名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	20 番 伊 藤 榮 悦	

○欠席議員（2名）

18 番 菅 原 久 和 19 番 鈴 木 斌次郎

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教育部長 兼教育総務課長 菅 原 一	会計管理者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	税 務 課 長 藤 原 久 基
市 民 課 長 門 間 正 博	高齢福祉課長 畠 山 靖 男
産 業 課 長 小 玉 隆	学校教育課長 工 藤 素 子
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝      議会事務局次長 鈴 木      整

平成27年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成27年2月26日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、18番菅原久和議員、19番鈴木斌次郎議員から、所用のため欠席の届け出がありましたので報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、議員の一般質問】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問は自席において行います。

本日の発言の順番は、8番藤原典男議員、3番佐々木嘉一議員、9番西村武議員、17番伊藤正吉議員の順に行います。

8番藤原典男議員の発言を許します。

○8番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

2月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様です。

私は、市民生活にかかわる点について、3項目について、1つは国民健康保険証の発行について、2つ目は子どもの歯科診療受診の実態と取り組みについて、3つ目は保育料の父母負担の軽減と入所希望について、お伺いしますので、宜しくお願い致します。

それでは、最初の国民健康保険証の発行について質問致します。

国民健康保険証は、75歳未満の年金者や自営業者とその家族、社会保険以外の方が加入する健康保険ですが、保険局国民健康課の調べでは、2000年度では国民健康保険税を滞納している世帯数は370万2,000世帯で、滞納世帯の割合は17.5%、そのうちの資格証明書を発行されている世帯は9万7,000世帯でした。直近の2013年度では、滞納世帯数は372万2,000世帯で、滞納世帯の割合は18.1%、そのうち資格証明書を発行されている世帯の割合は27万7,000世帯です。現在、27万7,000世帯に近い世帯が、資格証明書で無

保険状態です。

1年以上の滞納が続くと、国民健康保険証の返還を求められ、かわりに資格証明書が発行されます。2000年に介護保険が導入され、40歳から64歳の国保被保険者の介護保険料が国保税と一緒に徴収されることとなったために、国保税全体の金額が大幅に上がり、滞納が懸念されたために国保法が改正され、資格証明書の発行が義務づけられたという経緯があります。資格証明書が発行されると、医療を受けた場合には窓口での支払いは一旦全額を支払い、その後に手続をして7割給付ということになりますが、現金の持ち合わせがない場合には実質的には医療が受けられないということになります。短期保険証は、市町村の国保税滞納者に対して、滞納分の納付相談及び納付を促すために発行することを目的としています。

国民は、誰でも平等に、自分の健康に対し望む医療を受けることができます。国保法第1条では「社会保障としての国保」がうたわれていますが、実態は長年医療を受けられない状況下にいる人々が大勢おります。

2014年11月14日付けの朝日新聞では、第1面で、「治療代、払えぬ人急増、無料定額診療、延べ700万人」と題し、医療費が支払えない人々のことと無料定額診療について、大きく取り上げていました。医療を受けることができない原因は、1つ目、国民健康保険税が払えず、資格証明書が発行されている、もしくは短期保険証が未交付になっている。2つ目、保険証はあるが手持ちの現金がなく、窓口負担ができない。3つ目は、何の保険にも入っていない、の3つが原因だと思われまます。

この間、国会での質問などもあり、親が保険料を滞納して資格証明書が発行となっても、全国的に中学校までの児童には保険証を発行するということになり、各市町村の取り組みの拡大で、本市では高校卒業までは保険証を発行ということになっております。健康保険証がなければ10割負担なので、医療から遠のき、我慢して病気を悪化させる、あるいは命が危ないということになりかねません。

この健康保険証の発行については、今まで何回か議会で取り上げて質問してきました。最近入手した県の国保に関する資料によれば、2014年6月1日現在での国保滞納世帯、短期証、資格証明書発行数・率の中で、残念なことに本市が4,902世帯の中で滞納世帯が14.79%、短期証の発行されている率が7.73%、そして保険証がない、資格証明書の発行されている世帯が244世帯、4.98%と、県内の中で短期証、資格証明書の発行がどちらもワースト1になっております。その後、この数値は変わっているかもしれません

が、この間、市の担当課だけではなく関係する課の取り組みもあったと聞かれますが、市民の健康維持のためには保険証の発行が重要事項ではないでしょうか。資格証明書を発行されている世帯への督促、指導なども、郵送だけでは解決しないと思います。実際足を運ばれていることとは思われますが、いくら払いたくても払えない方へは減免制度のあることを知らせることはもちろんのこと、長年の滞納で大きくなった滞納額への対応、分納誓約も含め、国保に加入している方の世帯に対し、市を挙げた大きな取り組みをすべきではないでしょうか。例えば、何回行っても居留守を使うとか、話してもまるっきり支払う意思がないとか、話も聞かないで追い返されるとかの悪質な方とは区別しながら、無保険者に対し、その方の条件に合った取り組みをしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか、当局の対応を伺います。

この間の市の取り組みでの成果など、また今後の取り組みについての考え方について伺います。一律に国民健康保険証の発行に向けた取り組みは、無理があるのは当然です。悪質な滞納者とは区別して、県内の中で資格証明書発行ワースト1を返上するための今後の取り組みに対しても伺います。

2つ目は、子どもの歯科診療受診の実態と取り組みについて伺います。

歯の健康は、栄養をとり、人間の体を作り、生きていく上で必要不可欠です。将来を担う子どもときの歯の状態が、大人になった後にも影響してきます。子どもの歯の健康状態がどうなのかは、幼児や小学校・中学生までは父母の責任も大きいものがありますが、子どもにかかわる教育機関などもその指導面から見て大きな責任があると思います。学校歯科健診で要治療と診断された子どものうち、半数を超える50.2%の子どもが歯科を未受診という深刻な実態があったということが、昨年行った調査から明らかになりました。これは、大阪府歯科保険協会の行った調査結果です。また、昨年11月に放映されたテレビ「保健室からのSOS」という番組でも紹介され、大きな反響を呼んでいます。経済的に厳しい家庭が増えており、治療したくとも治療できない子どもたちが多くいることが浮き彫りにされました。これは一地方の出来事ではなく、本県でも本市においても、要治療の子どもが治療されていない実態があるのではないかと思います、行政の取り組みについて伺うものです。

本市では、子どもさんの医療費が所得制限なしに小学6年生まで、1レセプトあたり1,000円の負担で医療費が無料になりましたので、経済的にはあまり負担はかからないと思いますが、中学生になれば適用されません。中学生までの医療費についても検討す

べきと思います。いろいろな事情で親が忙しく、子どもの歯科治療まで気持ちが回らないでは、子どもがかわいそうです。永久歯が生えてくる年齢でしっかり虫歯等の治療をしないと、将来の健康にも大きく影響します。小学校・中学校での全校生徒への歯科健診で要治療となる児童生徒が、2から3割に上ると言われております。歯科健診は、事後処置が十分に行われて初めて意義のあるものになります。本市ではその状況はどうか、治療の必要な子どもがその後しっかり受診して完治しているのか、実態の把握と対策、保護者に対する連絡・指導・相談など、行政の仕事は大きいものがあります。現在の状況はどうか。児童生徒への指導、保護者との連絡や取り組みについて、どのように考えているのかについて伺います。

3つ目は、保育料の父母負担の軽減と入所希望について伺います。

若いお父さん、お母さんにとって、保育料の軽減は家計にとり助かるものです。4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」を前に、保育料を値上げする自治体が広がっております。保育料は所得税・個人住民税の税額などに連動しているため、年少扶養控除の廃止に伴い負担増となることから、厚労省は平成23年7月に「影響を可能な限り生じさせないよう」との通達を出しました。平成26年7月31日の「子ども・子育て会議」の中で、「年少扶養控除が廃止された現在の税額に基づく算定」で基準額を設定することから、値上げする自治体が続いていることが考えられます。一方、「子育て会議」は、現在入所している児童が卒園するまでの間は、現行と同様の軽減措置を「市町村の判断で設けた方がいい」としています。

厚労省は、通達を平成23年7月15日に、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛てに出しております。次のようなものでした。「所得税・個人住民税の扶養控除は、平成22年の税制改正で、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたが、この見直しを行う場合、現行制度では所得税・個人住民税と連動している保育料等に関する負担の影響が生ずることになる。都道府県は、保育料の算定にあたり、扶養控除見直し前の旧税額を計算するなどにより、扶養控除見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応をお願いします。」これが通達の内容でした。

今、少子化と言われる中で、若い働く世代の賃金は連続で実質賃金が下がり、生活も子育てもお金がかかり大変です。この措置が各市町村の判断に委ねられているわけですが、「子ども・子育て会議」の中での議事録では、現在入所している子どもさんが卒園するまでは、この市町村の判断で現在と同様な取り扱いができるような経過措置を設け

た方がよいということになっています。現在の子どもさんが卒園した後にはどうするのか、これも市町村の判断になると思いますが、今後の保育料に関する本市の考え方はどうなのか、場合によっては保育料の値下げを行い、子育て支援をできる体制にもなったのではないかと思います。今後の方針、取り組みについて、また2人目、3人目の子どもさんを預ける際の保育料の考え方についても伺います。

最後に、去年は保育を望む保護者の皆さんが急激に増えたために、保育所に入れなかった児童もいたようですが、平成27年度では入所希望の児童はどうなるのか、その取り組みについても伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。宜しくご答弁をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目、「国民健康保険証の発行について」お答え致します。

被保険者資格証明書につきましては、国民健康保険法や厚生労働省令の定めるところにより、潟上市国民健康保険被保険者資格証明書交付に関する要綱に基づき、被保険者間の負担の公平、国民健康保険の財源確保及び財政安定を図ることを目的に、十分な調査、協議を経た上で交付しております。

資格証明書及び短期被保険者証の交付については、毎年10月の保険証更新時と4月の年2回行っております。

ご質問にある、平成26年6月現在の本市の資格証明書と短期被保険者証の交付世帯数、交付率については、ご指摘のとおりとなっております。本市における資格証明書の交付世帯の決定には、市内の交付審査委員会において判定基準に基づき十分な審査をした上で、督促や催告を繰り返し行ったにもかかわらず全く納付の意思が見られない、いわゆる悪質な滞納者に対し、資格証明書を交付しているところでございます。その対象世帯に18歳以下の加入者や障がい者がいる場合には、短期被保険者証を交付しており、資格証明書の交付後において納付誓約をした上で一部納付された場合、それから入院など特別事情による届出書を提出された場合にも、状況を確認した上で短期被保険者証を交付しております。

現在までの成果と今後の取り組みにつきましては、27年1月現在の資格証明書の交付世帯数は159世帯となっており、分納誓約や一部納付などにより6月1日時点より85世帯減少しております。

資格証明書や短期被保険者証は、滞納世帯の状況を把握し、納付に向けた相談の機会を確保するためにも必要なものと考えておりますが、今後の取り組み対応につきましては、資格証明書を発行するだけでなく、できるだけ足を運び、話し合うことを重点的に進め、資格証明書の交付世帯数を減ずる手立てとしては、減免制度の周知説明や分納誓約など丁寧な対応と十分な納付指導を心がけ、制度の目的に沿った適切な運用をしてみたいと存じます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 2つ目の「子どもの歯科診療受診の実態と取り組みについて」お答え致します。

ご質問の「学校等での歯の治療が必要と診断された児童生徒の受診状況や取り組みについて」であります。本市では、1人当たりの平均う歯数は、小学校1・2年の乳歯の段階で2.2から2.5本、処置率は約65%、小学校6年の永久歯の段階で、う歯0.8本、処置率が約45%、中学校1年で、う歯1.9本、処置率は約40%という現状になっております。

各学校では、毎年4月から6月にかけて、全校の児童生徒を対象に学校医による歯科検診を実施し、う歯や未処置のある子どもに対しては、夏休み前の三者面談や親子面談の際に個々に治療を勧め、冬休み前に再度未処置者に治療を促し、休み明けの状況把握と指導を継続しております。また、保護者に対しては、学年・学級、PTAや学校報、保健室だより等で指導・啓発に努めています。また、市内の各幼稚園、保育園においても、毎年5月から6月にかけて園医が歯科検診を行うとともに、小学校入学前の就学時健康診断においても学校医が歯科検診を行い、未処置の場合は、保護者へ入学前の受診を勧めているところです。

なお、こうした虫歯予防や治療は早期からの指導が重要ですので、市健康推進課の保健師と歯科衛生士による小学校歯みがき教室の実施、小・中学校の保健体育の授業での歯と口腔の健康づくりや健康管理についての学習、ポスター作成などを行っているところでございます。今後も、より一層の関係機関と連携した学習の工夫に努めてまいりたいと考えております。

3つ目の「保育料の父母負担の軽減と入所希望について」お答え致します。

保育料の軽減についてですが、まず、平成22年税制改正による「年少扶養控除の廃止に伴う経過措置」については、ご指摘のように、国の資料には「市町村の判断により、

既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取り扱いによる所得階層の認定を可能とする」との記載はありますが、その一方で、「年少扶養控除の廃止に伴う影響を極力中立となるよう所得階層に用いる市町村民税所得割額を設定する」と示されております。

このことから、子ども・子育て支援新制度での保育料算定は、税制改正の影響に対する配慮は既になされていると考えるものです。また、在園児と新規入園児との保育料負担の公平性確保の観点からも、経過措置を設ける予定はございません。

次に、2人目、3人目の子どもさんの保育料につきましては、現在と同様の多子軽減が新制度に引き継がれており、幼稚園と保育所では軽減の対象となる子どもの範囲に違いはありますが、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

入所希望の児童についてですが、2月23日現在、新入園児の申し込みは207人の申し込みがあり、園児の保育に必要な保育士数を確保できないため、現段階では46人の新入園児に入園の許可を出せない状況となっております。なお、3月まで、市としては今、保育士の確保のため懸命にPRしているところでございます。この状況を解消するため、現在も保育士を募集しており、今後の保育士の応募の状況にもよりますが、できるだけ待機児童を出さないよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番、再質問ありますか。8番。

○8番（藤原典男） 健康保険証のことについて伺いたいと思います。

去年の6月時点では、資格証明書の発行が県内ではワースト1、その後もいろんな取り組みがあって今は違うと思うんですけども、市民の健康維持のために、やはり健康保険証の発行というのは重要なことではないのですかということ、まず私、質問の中で問いかけてるわけですけども、憲法では、健康で文化的な生活を営む上では、それをやはり保証する、市で保証するということは、健康保険証をちゃんと発行するということだと思うのですね。にもかかわらず、県内では健康保険証をいただいていない方が、やはりワースト1になってしまったということについての評価というのはどのようにお考えなのか、そこら辺について伺いたいと思いますけれども。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 8番藤原典男議員の再質問にお答え致します。

評価ということでございますけれども、国保税そのものが目的税でございます。市民

が健康維持のために国民健康保険税というものが財源として必要になってございます。残念なことに、潟上市の国民健康保険税の収納率も確かにワーストに近い状況にあります。そのことから、市の方ではその対策として、合併以来、国民健康保険普及員4人の非常勤職員を雇用して、その徴収相談、個別訪問を繰り返して行っており、さらには22年から発足になりました秋田県の滞納整理機構、こちらの方にも職員1名を派遣して滞納整理にあたっておるところでございます。

この資格証明書の制度につきましては、先ほどの答弁の中にも申し上げましたが、国保法、それから省令といったもので規定されておるものでございます。そういったことから、この手続における相談の機会、そういったものを繰り返して、足を運んで対応してまいりたいと思います。

確かに健康維持のために保険証は必要なものでございます。ですけれども、対して、その国民健康保険税を皆さんから納付していただいているという、そういう税の公平のためにもこの制度がございまして、ご理解宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） いろいろ取り組み等についても今お話されましたけれども、やはり評価というのは、この事態を脱するためにいち早く頑張りたいと、大変な事態だと、そういうふうな私、回答をいただきましたかっただけですけれども、総評的に見てそういうふうなことを答弁したと思いますので、これについてはよろしいです。

それで、資格証明書の発行にあたってその手続の問題なんですけれども、年に2回、4月と10月、協議、審査するというふうなことで、その結果、資格証明書の発行ということになっておりますが、この関係では85世帯の方がその資格証明書減って、まず国保証をもらえたというふうなことの報告もありましたけれども、実際には文書だけの通知だけで、回答が来ないからというふうなところも、恐らく会えないとかいろんな関係でなっていると思うんですが、そこら辺については資格証明書を発行された方々全員に会われたのかどうなのか、その相談の納付の関係とか分納の関係とか、それから減免の関係とかね、そこら辺はどうなっているのか。私は、もう行っても追い返すとか、最初から払う気ないとか、そういうふうないった方々は悪質だということについては区別してお話しておりますけれども、どういうふうな協議、審査経ながら判断してやっているのかというふうなところでは、通知だけで終わっている部分もあるんじゃないかなと、文書の。そこら辺についてはどうなのかということをお伺い致したいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 再質問にお答え致します。

資格証明書を発行する際には、事前に相談をしてもらうための努力と致しまして、確かに通知を出してございます。それから、どうしても応じられないと、返事がないという方々に対しては、先ほど申し上げましたそういった専門の普及員等もございますので、足を運んでもらっております。保険証を返還命令、予告ということで発送しておりますけれども、その際には相談応じますので連絡をお願いしますということを一筆記載して、相談を受けた場合にはその事情により保険証の返還を見送っております。今後とも、ある程度の収入や預貯金があるのに納付する意思が全くない、いわゆる悪質な滞納者には、今までどおり保険証の返還や滞納処分を進めていく一方で、生活に困窮し病院に行きたくても行けないような方には、できるだけ手を差し伸べて対応してまいりたいと考えます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 病院に行きたい、それから分納誓約に応じる方は保険証を発行すると。その取り組みはやさしい取り組みだと思いますけれども、先ほど言いました85世帯がまず減になったということは、そういうふうな対応をした結果だとまず私は思うんですけども、あと残りの159世帯がね、それじゃあ本当に悪質なのかといえば、それはまた一考考える必要があるんじゃないのかな。連絡のミスで来たのがわからなかったのか、そういうふうなことがある。やはり足を運んで、その方の状況とかやはり把握した上でやっていく。それから、悪質だというのはやはり全然応じない方だと思うんですけども、私はこの159世帯全部がね、そういうふうに応じない、話に乗らないというふうなことではないと思うんですよ。今までいろいろな、税金、国保も含めて固定資産税も含めて、少しずつですが滞納が大きくなって、分納しようにもしようがなくなってしまった方々、その方々がこの中に含まれておりまして、本当は保険証をもらいたいんだけども、幾らかでも払っていきたいんだけども、こういうふうに通じなければね、今までの納付についてはやはり考えてしまうということで、連絡をしなかったというふうな方もいると思うんですが、そこあたりはどういうふうに思われてますか、小括されてますか。

○議長（伊藤榮悦） 市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） お答え致します。

議員ご指摘のとおり、残りの百何名、全てにおいてこういった状況なのかというところまでは私把握できておりませんが、まずは今言われたように親身になって対応するのが基本でございますので、関連する職員一同、そのことを肝に命じて今後対応してまいりたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 本当に悪質でない人でない限り、可能な限り健康保険証を発行して、市民の健康維持をやはりもっていくんだというふうなことで大きな取り組みをしていたいただきたいなと思います。

それから、この保険証を持っていない方は、やはり市の特定健診、健康診断にも行ってないと思うんですよ。健康診断の場合は「保険証を持参してください」というふうに書いてますけれども、そこら辺のことについては把握されてますでしょうか。もし把握されていたらお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 8番藤原典男議員にお答え致します。

そこまでの対応のことについては詳細把握してございませんので、後ほど聞き取りした上でご回答したいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 特定健診、健康診断の観点からもそういうふうな把握もしながら、市民全体の健康維持のために是非頑張っていただきたいというふうなことで、健康保険証の発行についてはこれで終わります。

それから、次に歯科診療の受診のことなんですけれども、1年から2年生までは65%、それから6年生は45%、中学校1年までは40%の受診率があったというふうな報告ありましたがけれども、この中でかなりの地方自治体が受診はしたけれども完治したのかどうかというのは把握してないところが多いんですが、このことについてはどうでしょうか。完治したというふうな報告まで捉えているのかどうか、そこら辺お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） ただいまの小1から2、あるいは6年、中学1年、これが処置をしたという数値でございます。それ以外の処置については、例えば1・2年生、小学生あたりは乳歯が自然に入れかわる、あるいは、どうしても抜けなくて病院に行く、そういういろんな子どもがいる中で、その把握というのはなかなか難しいところがあると

思います。そういう意味を考えて、中学校1年でもやはり乳歯が入れかわる、奥歯の方が入れかわるとかそういうこともあるということで、処置率についてのパーセンテージはここまでは出していますが、それ以降の調査というんですか、これは非常に難しいところがありましてやってございません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 受診はしたけれどもちゃんと完治したのかどうなのかというふうなことは、やはりちゃんとこれから把握する必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、1年生では65%の方が処置というふうなことです。マイナスしますと35%の方が虫歯になりながら受診してない、それから6年生では55%、中学1年生では受診した率が40%ですから未受診の方が60%、こういうふうな子どもさんがやはり将来大人になっていく上で、やはり健康に関しては非常な大きな影響があると思うんです。ですからこの未受診のところをね、やはり三者面談とかいろいろな当局の取り組み聞きましたけれども、やはりもっと細かなチェックをしながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そういう点では、今まで取り組んできた中での、さらにこういうふうなことも考えたいというふうなことがありましたら、そこら辺答弁願いたいと思いますけれども、同じなら同じでいいんですけれども、いずれ私はもっとチェックを細かくしていった方がいいんじゃないかと、後追いですね、そういうふうなことを言いたいんですが、それについて。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 歯は非常に健康に大切なこととございまして、未受診の方をしっかりと把握して、保護者、あるいは子どもに伝えてほしいということだと思います。これについては、やはりこの方々にも、先ほど言ったように、おっしゃったんですが、治療を促す、あるいは休み明けの把握とか指導を継続してやってはおります。その形で媒体を通しながら保護者に伝えていくということで考えているところでございます。

やはり、先ほども言いましたが歯の入れかえ、その子によっていろいろ多種多様で変わってきます。そういうことと、永久歯が出るとすぐ虫歯になるかということになれば、必ずしもそうでもないところもあろうかと思いますが、中学2年・3年くらいになるとほとんど歯が永久歯ということになろうかと思いますが、そういう意味では、先ほど

言ったように、その大事な、今度は抜けると出てこないということからすると、そういう意味では把握をしながら指導を徹底してまいりたいということ、学校の方には説明しながら伝えたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 親が忙しいとか子どもも忙しいとか、そういうふうな問題で私はないと思うんですね。まず、将来の子どもさんの健康にとって。それで、幸い市では子どもさんの医療費を小学校6年生まで無料にしましたので、1レセプト当たり1,000円の負担という、ですからまず医療費の無料化というふうなことになったというふうなことも父兄の方に宣伝しながら、是非子どもさんの歯の健康について考えて取り組んでいただきたいと。医療費はこうなんだよというふうなことも一つつけ加えながら進めていってもらいたいと私は考えますが、これについては答弁はいりません。よろしいですか。

それから、保育料のことについてなんですが、次に移ります。保育料については、今の子どもさんが卒園するまではというふうなことの通達とかいろいろ、まず先ほど第1回目の質問でお話しましたがけれども、答弁の中では経過措置は設けないというふうな答弁でした。これは税額とかいろいろなことがありますけれども、しばらくの間は卒園するしないにかかわらず、今の保育料をそのままずっと維持していく、そういうふうなことの捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 経過措置については設けることは予定ないということでございます。これは平成22年の税制改正が年少扶養控除の廃止に伴う経過措置という絡みがありまして、その時点で廃止をするわけですが、経過措置としては5年間、今までのものとしてやってきたということでございます。そういう意味では、今回大きな子ども・子育て支援法の制度が入ってきました。その段階で国がなかなかその、国としての保育料がはっきりしなかった部分が現実にあります。そういうことをようやく見えたところで、今その経過措置としては見ないんですが、保育料の負担区分についてはできるだけ現状に合わせて、急激な上がり方するとかよく言われておりますが、市としては今のところそういう意味では、できるだけ現状に合わせた保育料に改定して新しい制度に入っていくという予定でございます。そういう意味では、いろいろ所得階層とか、あるいは1号、2号算定とか、いろいろ複雑な中身になってはいますが、できるだけ今わかりやす

い表にして、制度上新しい方向の中で負担というものを大きくかからないように考えて今作っているところです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 経過措置にかかわらず負担をずっとこれ以上しないようにというふうなことの答弁でしたので、それはわかりましたけれども、市町村の判断に委ねられるような保育料の算定もできるんじゃないかというふうなことも含まれているわけですね。今後しばらくこの保育料ではいくと思うんですが、今後やはり市町村の取り組みによっては引き下げの可能性もあるんじゃないかなというふうに私は判断するんですけれども、そこあたりのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 引き下げのお話でございますが、あくまでも国の基準額がこの徴収基準としてあります。国では5段階の階層をもって、例えば3歳以上とか3歳未満とかあるわけですがけれども、市としてはこの階層をさらに分けまして13段階の、細かく、できるだけ現状維持を図るために設定してございます。そういう意味では、一気に負担が上がるということは今のところは予想していません。部分的には階層の高いところあたりはいくらか上がる可能性はありますが、収入の低いところは今までと変わらない状況の中で進めているというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） いろいろ説明されましたけれども、今後引き下げの可能性があるのかどうなのかというふうなことについてお伺いしたんですけれども、そこら辺について。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 今のところ引き下げの考えは持っておりません。現在、新制度の中でその保育料が設定されて進んでいるわけですがけれども、それ以降、保育士の数、あるいは面積、あるいは今、国ではゼロ歳児に1人当たり何人とかそういう基準の中で、保育士の環境をよくしようということが動きがあります。これ以降、4月以降の二、三年の間には出てくるだろうということを思っております。そういう意味では今後、今が以上であって以下になるということは今のところは予想しておりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、保育料の引き下げについて質問して、教育長はそれはないと言  
うんですが、もっと詳しく申し上げますと保育料というのは国の基準があるわけです。  
今、潟上市は国の基準より下回っております。国の方では上げろと言ってます。ちなみ  
に申し上げますと、基準を基準どおりに施行しているのは井川町だけです。ほかは全部  
基準より下回っているということで、むしろ下げるよりも上げろという国の要望で、そ  
れに近づけようとしていながら、なかなか財政の問題もありますからそう上げにくいと  
いう状況も事実ございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 保育料についての考え方、市長から直に答弁いただきました。考え  
方よくわかりましたので、引き続き、父母負担のないように頑張ってください、そ  
ういうふうに思います。

それでは、最後に入所希望者の方のことについて質問致しますけれども、207人が希  
望して今46人の方がまだ許可出てないというふうな状況だというふうなことが報告され  
ましたけれども、去年も大分ね、追分地域がいっぱい転入者の方が多くなって子ども  
さんが全員入れなかったというふうな経緯がありますけれども、市の取り組みとしてや  
はり去年からずっと続いているこの保育待機児童の問題は、やはり解決していかなきゃ  
いけない問題だと思うんですが、去年と比べて今年こういうふうなことで、何ていうん  
ですか、保育士を補充したいというふうなことがありましたらお答え願いたいと思いま  
す。

それから、この46名の方の希望に対して解決の目処はどのように考えているのか、そ  
こあたりについても伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 待機児童の今のところの、今の段階では46人という人数でござ  
います。昨年も今ごろは結構おりました。正直なところ。それを保育士の確保というこ  
とでPRをしながら、いろいろ環境を整備しながらやりまして何とか乗り越えてきたん  
ですが、やりくり算段して12名ぐらいやはり待機が出ました。途中でまたそれを解消し  
ていくわけですけれども、今のこの46人という現段階というのは、この後まず3月の募  
集とかいろいろやっております。この募集の中で何人入ってくるかということと、前、  
退職者とか経験者とかいろいろおりますので、この方たちの応援とか、あるいはまた新

たな保育士の方々が募集に応じてくるということとか、いろいろそれらを、あるいは市町村で退職してOBでやっておったというようなこととか、いろいろそういう免許のある方々を優先しながら進めていきたいと。にもかかわらずどうしても足りないとなると、保育士の免許のない補助、そういう補助の方々も合わせて募集はしていますので、こちらからこの3月が一番の私どもの勝負どころということを考えております。そういう意味では随時この募集をお願いしているところですが、卒業とかいろいろある中でそういうふうなところをやっておると。今現在、何というか資格を取れる短大の方にもお願いをしていますし、ハローワークにもいろいろ直接お願いをしたり、あの手この手を考えながら今のところこの待機を何とか出ないように進めてまいりたいと、こういうところで考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今答弁、取り組みをしっかりとやっていって待機児童がなくなるようにというふうなことの答弁でした。是非頑張って待機児童がないように、ひとつ市挙げて頑張っていたきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうも答弁ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。11時5分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

.....  
午前11時05分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番佐々木嘉一議員の発言を許します。3番。

○3番（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。このたび、平成27年第1回の定例会の開会にあたり一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

冬の長い秋田にも春は曙が日に趣きを増し、待ちわびた春も間近となりました。今冬は、全国各地の天気の状態を聞くにつけ、局所的な大雪情報や低気圧の異常発生、局所的な異常低温など、やはり地球温暖化による異常気象かなと思われる今冬であります。こうした中、秋田県中央部沿岸市町村は、本市を含め比較的積雪の少ない穏やかな気候が続き、市民生活への影響も少なかったのでは思っておるところであります。

国においては、年末の慌ただしい最中、「経済この道しかない」をスローガンに総選挙が行われ、デフレからの脱却、消費税の再引き上げの延期、アベノミクスの地方への波及、経済の好循環の推進を掲げ、多数の議席を得て勝利しました。

また、政権の新たな課題は、「地方創生」の名のもとに本格的に動き出すようであります。その施策内容は、将来の展望をまとめた「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めること等の法整備を図り、進めるようであります。そしてその政策は、地方のアイデアと政策の選択にかかっており、具体的な取り組みが要請されているものと推察致しております。

まず、次期発展計画と市長の基本姿勢及び基本認識についてお伺い致します。

関連する国や県の施策の内容については、マスコミを通して得る情報よりありませんが、地方創生に関しては、我が国の人口が減少する中、2060年の日本の人口を1億人維持を目指していること、企業の地方移転による東京一極集中を是正すること、特殊出生率の向上対策、子育て支援等々のほか、政策の基本は地方の知恵とアイデアを求めており、潟上市においても取り組みが必要かと認識しております。国からは、地方への人材派遣による支援も表明しています。

こうした背景と現状から、県や市町村は2015年度中に、地方創生に向けた総合戦略の策定義務があるものと認識しております。

人口問題については、人口減少を続ける秋田県の中で、秋田市、大潟村とともに人口増加団体でありましたが、本市でも平成14年ころから緩やかであります人口減少が続いております。したがって、合併時には人口は既に減少段階に入っていましたが、合併時策定した新市建設計画によりますと、潟上市総合発展計画に示す将来人口は3万6,000人でありました。減少は緩やかであるものの、10年を経た今日、3万4,000人を割り込むことになりました。

過去、新産都市の建設、地方中核都市の指定、ふるさと創生等々、地方振興のための諸施策の実施がありましたが、東京一極集中はとまることなく推移しています。

時あたかも「地方消滅」というショッキングな人口推計が発表され、将来の消滅市町村が示されるに至り、地方創生に対する施策方針を受けてその取り組み体制と推進課題の検討と取り組みが示され、最重要施策として位置づけられております。潟上市の対応についても具体的な検討に入っているものと存じます。

既にご案内のとおりであります。国は地方創生に対する新たな官庁を設置し、取り

組んでおります。先般可決した補正予算は、今般の潟上市平成26年度補正予算として提案されてもおります。

次に、農業政策、殊に稲作農業の実情は、米の需給事情の悪化、稲作史上最低の米価、加えて農業従事者の高齢化、担い手不足が顕著であります。最近の情報であります、豊川真形地区の農家が田んぼづくりをやめるという事態も出ております。また、この時期、税の確定申告の時期であります、平成26年分の農業所得の減少は著しいものと推察します。また国では、平成30年には米の生産調整を廃止し、農家と米の流通業者、地方公共団体と協議し、当該年度の作付面積を決めることとなり、米をつくる自由、売る自由とする政策に切りかえる方針が示されておりますが、今後のことについてはいまだ不透明の状況であります。しかし、このことはあと二、三年後のことでもあります。国の直轄組織である市農業再生協議会をもって、潟上市農業のあり方と方向を定めていくことになるものではないでしょうか。

農業委員会制度も大きく改革される見通しであります。委員公選制度が廃止され、首長の推薦による議会の同意という選任制となります。建議制度はなくなりと書いておりますけれども、最近の情報では建議制度は維持される方向のようであります。土地利用計画との関連において、権限は市長に委任されます。こうしたことの制度改正は、地方への権限移譲であり、地方の権限と責任が求められるというものでもあります。

また、新教育制度であります、教育行政の最終責任者は首長となり、教育委員の任命制度、権限も変わります。加えて、学習現場における学習指導要領も改訂されるようであります。

本市の幼保一体として取り組む認定こども園は、本市の場合、先駆的取り組みの若竹幼児教育センターの幼保一体の取り組みの実績がありますが、制度の運用施行による評価と検証の現状はどうでしょうか。先般このことに関しては、参議院予算委員会において本県選出の寺田議員は、幼保一体の効果として5ポイントの学力向上が検証された旨の発言がありました。こうした政策の遂行にあたっては、常に評価・検証を科学的に行うということと、その実施にあたっては、計画・実行・評価がなければなりません。政策の検証は、時代の要請として位置づけ、運用されるべきものと思います。

その他いろいろありますが、私は今こうして発言をしていることは、最近の地方行政を取り巻く諸般の事情と市当局が抱え込まなければならない課題、そして具体的に当面する総合発展計画のうち、現在進めている政策と次期計画との整合化は避けて通ること

ができないことだと思えるからであります。そして、こうした様々な政策課題、制度改革は、潟上市発足10周年を経て、今後の5年ないし10年のスパンにおいて取り組むべき重要課題であります。

先般、新市建設計画に基づく財政計画の変更の議決もありました。具体的には、福祉、教育、産業、ハード・ソフト、生活インフラ等についてのご認識と政策のビジョンもあるでしょう。

換言すれば、以上申し上げましたことは次期発展計画の骨子の一部ではないかと思うからであります。こうした観点から市民福祉の向上、市勢進展を預かる市長の基本姿勢並びに基本認識について、お伺い致したいものであります。

次に、合併10年の施策の成果と検証、評価について申し上げます。

潟上市は合併10周年となりました。本年は10周年を冠した各種イベントが行われ、10周年の節目を意義深く送ることができました。

合併時、合併協定事項の実施確認のため発足した地域審議会も、10年間の任務が先般最後の審議会が開催され、その任務が終わったというお話を伺いました。率直に申して、審議会の趣旨と運営が生かされなかった印象であったと述べておられました。それは、新設合併でありながら天王地区に審議会の設置運営がなかったことは、旧3町の対等・平等という見地から課題を残したのではないかということと、事前の協議はなく、結果の追認であった感じがすると感想を述べられておりました。

また、10周年を終えるにあたり、合併10年の施策の成果に対する検証と課題についての評価はどうでしょうか。新市建設計画の変更による合併特例債の5カ年の期間延長もあり、10カ年の成果を踏まえた中期5カ年計画でなければなりませんし、先の新市建設計画の変更により財政計画が先行した感がありますが、政策の骨子についての見解についてお伺いします。

次に、市民参画制度、いわゆる公募委員、パブリックコメントの条例化についてお伺いします。

潟上市自治基本条例に規定する「参画」は、「参加」をさらに具体的に規定したもので、市の政策、施策等の企画立案から評価まで、市民が自らの意思と判断によって主体的に関わることを「参画」とすると解説しております。このことは、単なる形式的なことに終わることなく、意欲のある市民を育てることと、日常的な行政情報の公開が基本ではないかと思えます。

具体的な施行の進め方を進めるにあたって、市民参画制度を適用する事項・施策は何か、公募委員として何人とするか、公募手続、公募資格、公募条件を定めた条例を制定する必要があると思いますが、どのような見解でしょうか、お伺いします。また、これまで公募委員の採用実績についてもひとつお伺いしたいと存じます。

意見公募、つまりパブリックコメントということで意見聴取、市民参加の手段として活用されています。こうした手段を用いるについては、特定の事項なのか、運用は何を根拠に実施していますか。また、結果の検証はしておりますでしょうか。お伺いしたいと存じます。このことに関しては条例化すべきと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、組織体制は十分かということであります。

先般、新庁舎完成移転に合わせて組織機構の改正が行われました。行政改革の視点と今後の行政運営を展望した組織機構とし、その基本は安全安心と危機管理というキーワードと理解致しました。しかし、実際の行政の現場は、市民福祉からまちづくりまで広汎かつきめ細かなサービスが求められております。さらには、地方分権による権限移譲、事務移譲等により、固有事務は増大していますし、先般来申し上げましたような新たな課題もあります。施策遂行についていろいろと手法はありますが、政策の企画、立案、進行管理は、組織の中の職員の中で処理しなければなりません。職員の接遇から研修、それぞれの一般研修もあるでしょうし、専門研修もあるでしょう。したがって、職員の資質の向上対策もあります。組織体制、組織運営に関わることとしてご所見をお聞かせ願いたいと存じます。

次に、平成27年度介護保険事業についてお伺いします。

平成27年度潟上市介護保険事業については、国における方針を踏まえ検討され、本市における介護サービス必要量を把握し、給付事業並びに予算等の提案となったものと思います。また、高齢化の進展によるサービスの内容も変化し、殊に認知症対策は、介護事業での取り組みが課題となっております。事業展開の方針についてお知らせいただきたいと存じます。

先般、事業者を支払われる介護報酬は27年度は2.27%引き下げられ、介護給付費の伸びが抑制され、現役世代の負担が減ることになりました。算定の根拠は、介護保険給付メニューによるサービス量の積み上げた総量により、それぞれの負担割合によって保険料を決定するシステムであります。

平成27年度潟上市介護保険事業の事業計画と予算編成にあたり、保険給付に関わるサービス給付の必要量をメニューごとにどのように捉えているものか、その内容と傾向はどうか、従来の在宅重視の事業展開はどうか、本事業に対する重点事業は何かについてお伺い致します。

また、65歳以上の保険料の負担割合が22%に引き上げることにより、保険料の基準額はどのようなふうになりますか。国の推計によりますと、全国平均月額5,550円、現行が4,972円だそうではありますが、引き上げ額月額578円とすることが発表されました。

潟上市の介護保険料の見直し額は、保険料基準額、年額6万4,800円で月額が5,400円を、年額7万8,000円、月額6,500円として1,100円の値上げとなります。所得段階を6段階から9段階とすることのようではありますが、所得の高い税負担が増えることのようにあります。いわゆる介護保険の給付と関係なく負担が増えることとなります。このことは、制度上は給付の2.27%の引き下げですが、潟上市の場合、保険料は大きく引き上げられるようがありますので、算定についての概略を説明願いたいと思います。

最後に、大変恐縮ですが、広報かたがみの新年号に市長の年頭の挨拶がありました。広報の見出しと内容から、「威風堂々」の庁舎は完成し、「後世に誇れるまちづくりを目指し輝く潟上の未来にテイクオフ」という、本市の将来展望を示されました。「誇れるまちづくりへ力強く離陸する」その展望を合わせて表明していただきたいことを申し上げます。壇上からの質問とします。

なお、質問事項は通告書のとおりでありますので、宜しくお願い致します。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目、「次期発展計画と市長の基本姿勢及び基本認識について」お答えを致します。

はじめに、ご質問のイ)の「市政運営と市長の基本姿勢」と、へ)の「次期発展計画の骨子について」は、関連しておりますので一括してお答えを致します。

昨年9月定例会の一般質問での佐々木議員への答弁と重複する点がございますので、ご了承をお願いします。

平成23年5月に、まちづくりにおける基本構想の策定義務が地方自治法から削除され、総合計画の策定義務はなくなりましたが、目指すべき市の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示す計画の策定は、依然として必要であると考えてお

ります。

このことから、本市としては今後とも、各分野の行政計画の上位に位置づけるとともに、まちづくり全体、また、各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、平成28年度を初年度とする「潟上市総合計画（仮称）」を策定することとし、昨年7月31日に策定方針を定め、策定業務を開始したところであります。

これまで、市民2,000人を対象としたアンケートと28の各種団体等の代表者へのアンケート調査を実施しております。現在はその集計と分析を行っているほか、並行して、現行の「総合発展計画・後期基本計画」の達成状況について各課長・班長に対するヒアリングを行うとともに、残された課題等について洗い出しを行っており、基本構想の骨子案を検討している段階であります。

これまでの総合計画は、成長を前提とした拡大型の傾向が強いものでありましたが、人口減少社会、また、厳しい財政状況下において策定する今回の計画は、より現実的かつ市民が未来への希望を持てることを念頭に置き、3点の大きな視点を掲げ、策定を進めております。

1点目は「社会情勢や政策課題の中長期的な環境予測に対応する視点」であります。

少子高齢化の進行による人口構造の変化や生活水準の向上に伴い多様化する価値観への対応等、これまでの成長型社会経済システムから成熟型社会経済システムへの転換が求められること。また、国と地方のあり方を見直す行財政改革が進行し、自己決定の原則のもと、地方の自主性・自立性を強化することが求められるなど、分権型社会が本格化しております。新たに策定する総合計画は、こうした社会経済情勢を展望しながら、より魅力的な市の創造を進めていくための指針としたいと考えております。

2点目は「地域連携と市民参画の視点」であります。

「潟上市自治基本条例」に基づき、市民との対話・参画と協働の場を実現し、市民の共感を得ながら市民本位の視点に立った計画の策定を進めることが何よりも大切であります。また、多様化する政策課題に対応するためには、地域にある独自固有の資源をいかにして活用するかも極めて重要となります。市の創造は、行政においてのみ計画し、推進するものではないことから、市民と行政との役割分担等を明確にし、市の将来像の共有化を目指したいと考えております。

3点目は「わかりやすい視点」であります。

市民にとってわかりやすい内容や表現にするとともに、具体的な成果指標を設定し、

進行管理の徹底と目標到達度の明確化を図ります。また、時代潮流への的確な対応、各種個別計画との整合性、実現可能な目標設定等、実効性のある総合計画となるよう策定を進めてまいります。

私は、潟上市の初代市長として合併時から、2期目を経て今日に至るまで、誠心誠意、潟上市のまちづくりに取り組んでまいりました。その市政運営における信条は、終始一貫、市民目線に立ち、対話と協調を大切にした「市民による市民のためのまちづくり」であります。次期総合計画の具体的な内容はこれからであります。人口減少・少子高齢化・雇用機会の創出、行財政改革等々への取り組みに引き続きあたっていかなければならないと認識しております。人と地域、行政が一体となって、市民一人ひとりが生きがいを持ち、より心豊かに安心して暮らせる「郷土・潟上市」を創ること。その基盤を確固たるものとして、次の世代に引き継ぐことに全力で取り組むことの決意を、「広報かたがみ新年号」、また、本定例会の施政方針に盛り込んだものであります。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 次の、一般質問の口）「本市の地方創生に取り組むコンセプト」についてお答え致します。

安倍政権が重要課題に位置づけている「地方創生」については、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立したことに始まり、12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」が閣議決定されております。

長期ビジョンは、2060年に1億人程度の人口を確保するといった中長期の展望を提示したものであり、総合戦略は、2015年度から2019年度までの5カ年間の政策目標や施策を定めたものであります。

国は交付金などの財政面に加え、情報面、人材面からも地方の取り組みを支援しております。これらを受けて都道府県や市町村は、地方人口ビジョンと、地域ごとの経済や市民生活の特性に応じた地方版総合戦略の策定に向けた準備段階に入っており、本市においても戦略策定の前段階として、人口ビジョンの策定に必要な統計資料等の収集を行っているところであります。

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項では、「市町村は、国、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定しております。

現在、県でも総合戦略の策定に動き出しており、今年10月ころを目処に成案となる予定であります。本市でも、国・県の戦略で目指す方向性との整合を図りつつ、地域の実情にマッチした潟上版の総合戦略の策定を進めてまいります。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 3番佐々木嘉一議員の質問の1つ目、ハ）の「農業政策（生産調整廃止後）について」お答えを致します。

佐々木議員ご承知のとおり、平成30年産米から、行政による生産目標数量の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととしております。

本市としましても、稲作に偏った作付体系を大豆、野菜、非主食用米、花き等を組み合わせた複合経営部門への転換について、より一層加速させる必要があります。そのため、産地交付金を活用して誘導を図り、稲作農業の体質強化を図るため、農地中間管理機構等を通じた農地集積を図りながら、農業法人化を進める必要があります。地域農業再生協議会・生産者・農業団体と協議を重ね、これらを踏まえて、経営判断や販売戦略に基づきどのような作物をどれだけ生産・販売するかを決定し、消費者ニーズに応じた魅力ある産地づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 根農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根 一） 私からは、一般質問の二）「農業委員会制度の改革（案）について」お答え致します。

国では、農業委員会改革に向けた法制度の骨格を固めたようであります。今後の見通しとして、今通常国会に提出され6月までに決定され、来年の4月以降に施行されるようであります。農業委員の選任方法としては、公選法は廃止されますが地域推薦・募集の結果を尊重し、市町村議会の同意を要する市町村長の任命制とするものであります。

また、委員会の意見の公表、建議等については法律上の位置づけを新たに見直すこととし、「農地等の利用の最適化の推進業務をより効率的かつ効果的に実施する上で必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その施策の改善意見を提出しなければならない」との規定を新たに設けるとしております。

また、土地利用計画においては、平成23年3月に見直しをしており、既に公表されて

おりますので権限移譲にはあたらないと思います。

今後法律で定められることと思いますので、その法律を遵守していきたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私からは、ホ）の「新教育制度に対するご所見は」についてお答え致します。

本年4月1日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、市長が総合教育会議を主催することや、議会の同意のもとに教育長を任免することなど、教育に関する市長の責任が一層明確になります。教育長任期の残任期間は、旧法適用となるため、本市は移行期間となりますが、施政方針でも述べたように新制度への確実な移行に努めてまいります。

また、学習指導要領につきましては、小学校の次期改訂が平成33年度、中学校が34年度の予定を、それぞれ1年程度前倒しの予定で国の作業が進められておりますが、道徳の教科化、英語教育改革などの新たな教育の動向を踏まえ、本市においても先取の気概で教育の充実に努めてまいります。

本年4月から施行される「子ども子育て支援の新制度」に対応し、これまでの幼保一体の取り組み等の実績の検証に基づいて「潟上市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めておりますので、今後は、子どもと保護者のニーズに応じた保育・教育の提供等に努めるとともに、進捗評価を確実にを行い、見直しを図ってまいりますのでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） それでは、佐々木議員の一般質問の2つ目と4つ目についてお答え申し上げたいと思います。

初めに、ご質問には「審議会の趣旨と運営が生かされなかった印象」であるとか、「事前の協議はなく、結果の追認で終わった感じがする」との地域審議会委員のコメントがありますが、委員個人の主観をあたかも会の総意のごとく捉えられたことは、残念であります。

本市の地域審議会は、設置条例において、所掌事務について「新市建設計画の変更」「新市建設計画の進捗状況」、「新市の基本構想作成及び変更」、「その他市長が必要と認めるもの」について、市長の諮問に応じて答申すること等が定められております。

これまで地域審議会には、「大久保小学校・豊川小学校の統合について」、「総合発展計画・基本構想の策定時と変更時」、「新市建設計画の変更」など計5件の諮問を行い、答申をいただいております。諮問にあたっては、市の原案を提示した上で、後日、地域審議会の答申をいただいております。その間に地域審議会としての意見をまとめるための時間を確保するようにしております。その結果、意見を付して答申された例もあるほか、諮問・答申以外にも、市長に対し「駅舎の改築と駅周辺整備」、「大豊小学校線整備事業や大久保踏切改良計画」など4件の意見書が提出されており、これらについては随時進捗状況について地域審議会へ報告していることなどからも、単なる追認機関ではなかったことは明白であり、地域審議会設置の趣旨は十分に生かされたものと認識しております。

また、ご質問には「天王地区に審議会の設置運営がなかったことは、旧3町の対等・平等という見地から課題を残したのではないか」ともありますが、そもそも「地域審議会」は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条の4第1項において「置くことができる」と規定されているものであり、「合併市町村の区域ごとに設置されなければならない」という必置の機関ではございません。

この取り扱いについては、平成16年6月22日開催の第15回合併協議会において、昭和地区・飯田川地区に設置することを確認したものであり、また、このことは合併前の旧3町の議会において、旧3町の意思が反映された結果であることは、当時佐々木議員は合併協議会の幹事長であったことから、よくご存じのこととっております。

ご質問のイ)「10年の諸施策の成果と評価について」であります。新市建設計画は、合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定したものであります。新市における将来指標の見通し、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要施策等を中心に構成しておりますが、新市建設計画の策定時には、具体的な事業及び詳細な内容については不確定な部分が多岐にわたることから、新市建設計画に基づき新市において作成する基本構想及び基本計画、つまり現在の「総合発展計画」に委ねることとしております。

この総合発展計画の進捗管理につきましては、毎年行っておりますが、発展計画に盛り込んだ具体的な取り組み事項については、実施または実施に向けた検討を行っている事項が大多数であり、合併後の政策はおおむね順調に推進できたものと認識しております。

す。今後は、引き続き、人口減少・少子高齢化への対応を地方創生の取り組みとともに進めていかなければならないと考えており、このことは今後策定する次期「総合計画」で具体化してまいります。

ご質問の2点目のロ)「特例債の延長と予定事業は」についてお答え致します。

法律の改正により、合併特例債の発行可能期間が5年間延長可能になったことに伴い、本市でも引き続き合併特例債が発行できるよう、新市建設計画の期間を5年間延長するための計画変更議案を、先の12月定例会において議決をいただき、国・県へ報告を行い、延長手続を終えております。

合併特例債を利用できる基準は、新市建設計画にその事業が載っていることが最低限の条件になります。これに加えて、合併によってその事業が必要となった理由として、施設の統廃合をする場合、新市の一体感の醸成につながるもの、新市の均衡ある発展につながるもの、この3点のいずれかに該当することが合併特例債を利用できる条件となります。

27年度に合併特例債を活用する事業は、羽城中学校大規模改修事業4億40万円、大久保駅及び羽後飯塚駅整備事業1億1,810万円、市道整備事業1億1,260万円、妹川浜集会所整備事業3,180万円、飯田川小学校大規模改修事業(実施設計)1,490万円であります。

なお、27年度当初予算までの合併特例債の実績額は88億620万円、執行率は66.9%となっております。

合併特例債を活用する事業については、具体的には毎年度の予算編成において検討することになりますが、今後の主な事業と致しまして、築後20年を経過した小・中学校4校の大規模改修事業や、幹線道路網計画に基づく市道整備事業、駅整備事業などを予定しております。

次に、一般質問の4つ目、「組織体制は十分か」についてお答え致します。

行政組織機構の見直しについては、26年12月議会でご審議いただいたとおり、新庁舎移行に合わせて、市民の皆さんの暮らしに直結する部門をわかりやすくすることを第一に再編成を行っております。その際にもお話ししたとおり、行政組織機構については、国・県の重要施策や社会情勢に合わせ随時見直しをしていくという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、佐々木議員が心配されておりますように、地方分権による権限移譲、事務移譲による事務の増大、「地方創生」をはじめ国の政策を進めるにあたって新たな事務が地

方自治体に課せられ、職員の負担が大きくなってきております。こんな中、一番求められるのは職員の資質向上であります。市では積極的に職員研修を進め、新規採用職員研修をはじめ中堅職員研修、管理職員研修、能力開発研修、アカデミー研修などに、26年度は54人が参加しております。さらに新しい試みとして、潟上市役所職員として知っておくべき基本的な事項や共通する事務処理を学ぶことを目的に、職場内研修を実施致しました。電話応対等の接遇、伝票起票事務等、職員が講師となり4回にわたって計134人が受講しております。

施政方針でも述べておりますが、新庁舎完成を契機として全職員が一丸となり、より効率的な行政運営、市民の視点に立った行政サービスの提供に努めてまいりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 佐々木議員の一般質問の3つ目、「市民参画制度（公募委員、パブリックコメント）の条例化を」についてお答えを致します。

ご質問には3点ございますが、自治基本条例の関連制度ということでまとめてお答え致します。

平成25年1月1日に施行した「潟上市自治基本条例」は、本市のまちづくりにおける「憲法的なもの」と位置づけられ、自治に関する原則や市政運営の基本的事項を定めたもので、住民自治の確立に向けた考え方を示す法的基盤となるものであります。したがって理想的性格が強く、条例自体に具体的な制度はほとんど盛り込まれておりません。

この条例の制定はゴールではなく、むしろスタートであり、この条例の精神を具現化する取り組みが求められるものであり、佐々木議員がおっしゃるとおり参画と協働が単なる形式的なもので終わらないよう、意欲ある市民を育てていくこと、そのために行政が持っている情報を積極的に公開することは非常に重要であり、自治基本条例でも市政運営の基本原則として第2章に規定しているものであります。

市民参画制度を適用する事項や施策は個別には定めておりませんが、自治基本条例の施行に合わせ、市民参画を具現化させる取り組みとして「審議会等の会議の公開に関する指針」、「審議会等の委員の公募に関する指針」、「パブリック・コメント手続に関する指針」の、3つの指針を定めて運用しております。これは、数々の制度を総花的に定めても実行できなければ意味がないことから、まずはこの3つの制度を行政の内部規範である「指針」という形で定め、これを確実に運用することを目指したことによるも

のであります。

ご質問の委員公募につきましては、個別条例で定めている審議会等以外は、その対象、基準、資格、応募方法等を定めた指針に基づき行っており、これまでの実績としましては、平成25年1月1日の施行から約2年間で、8つの審議会等で10人の市民を公募委員として委嘱しております。

なお、ご質問では「条例化する必要がある」とありますが、これを実施している最大の根拠は潟上市自治基本条例第18条第1項であり、委員公募に特化した条例を制定する考えはございません。

また、意見公募（パブリック・コメント）手続につきましては、潟上市自治基本条例第4条の「情報共有の原則」を受け、政策形成過程での市民参画の一つの手法として設けた制度であります。本市では、案件の対象、公表の方法、意見書提出方法、意思決定にあたっての意見の考慮等について指針で定めております。

寄せられた意見につきましては、その内容とそれに対する市の考え方を公表しており、市民は自分の意見がどう反映されたのか、なぜ取り入れられなかったのかを知ることができます。この制度の根幹には、市民との協働による新たな分権社会の創造という面がございます。市民に最も身近な基礎的自治体である我々市町村にとっては、これが標準的な制度として今後ますます重要な役割を担うものと考えております。

ご質問では「パブリック・コメント手続につきましても条例化すべき」とありますが、今でこそ国でも行政手続法に意見公募手続規定が盛り込まれておりますが、制度発足当初は法令の規定はございませんでした。

また、平成23年3月に総務省が公表した本制度の導入状況調査によりますと、「要綱・要領・指針等」で規定している都道府県は実に95.7%でありました。また、政令指定都市・中核市・特例市を除くその他の市区町村でも、率にして80.7%が「要綱・要領・指針等」で規定していることもあり、本市において自治基本条例の関連制度をあえて条例化する必要性は感じておりません。

なお、これら関連制度を含む自治基本条例の運用状況等につきましては、市民からなる「潟上市自治基本条例推進委員会」で行っており、今後の検証、また、条例の見直し等の際には委員のご意見を十分に伺った上で、議会の皆さんとも協議し、本市の「自治」をより進化させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 佐々木議員の一般質問の5つ目、「平成27年度介護保険事業について」お答え致します。

質問の1点目、「平成27年度運営方針の特徴」についてお答え致します。

市の人口将来推計によりますと、65歳以上の第1号被保険者数は、平成26年度の9,855人から平成29年度には1万530人と675人増加し、高齢化率も29.0%から32.6%と大幅な増加が見込まれています。これにより、要支援・要介護認定者数の伸びも予測され、特に増加傾向にあります認知症施策の推進が急務となっております。

このような状況から、平成27年度においては、認知症の早期における症状の悪化の予防のための支援を強化するため、認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの作成・普及、認知症サポート医による、もの忘れ相談会の実施などを計画しております。

また、介護保険法の改正により、介護予防給付の一部が新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することから、市の地域包括ケアシステム構築において重要な役割を担う介護予防ボランティアの育成に努め、住民参加の生活支援サービスの充実に取り組んでまいります。

質問の2点目、「サービスメニューごとの必要量の推移、概要」についてであります。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを介護保険事業計画の基本と捉え、目標を定めております。

介護保険事業計画における介護サービス等の利用見込量については、平成26年度中に入所待機者の解消を図るため整備致しました介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用量の増加を見込んでおります。また、地域密着型サービスにおいては、新たなサービスとして認知症対応型通所介護のサービス利用量を見込み、在宅での認知症高齢者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持に努めてまいります。

質問の3点目、「65歳以上の保険料算定の根拠」についてであります。第1号被保険者保険料の算定にあたっては、標準給付費と地域支援事業費の3年間の合計額をもとに、第1号被保険者の負担割合を乗じ、調整交付金や介護給付費準備基金などを繰り入れて保険料基準額を算定しております。

第5期計画との比較においては、介護報酬改定で平均2.27%の引き下げが示されましたが、要支援・要介護者の増加により、3年間の標準給付費で約17億2,000万円の増加を見込むとともに、40歳から64歳までの人口と65歳以上の人口の比率に基づいて、国の

政令で定められた第1号被保険者の22%の負担割合をもとに、約1億1,000万円の増加などを見込んでおります。

また、所得段階別保険料の設定においては、制度の見直しに伴い、より負担能力に応じた負担を求めるという観点から、標準段階を6段階から9段階とし、非課税世帯については新たに国が示す公費による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図る予定となっております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 3番、再質問ありますか。残り時間が6分程度ですので、選択して質問をお願いします。

○3番（佐々木嘉一） ちょっと質問が広範にわたって、答弁も長くなって時間がなくなりましたけれども、基本的には考え方についてはお伺いしましたので、了解致しました。

ただ、市長さんがいつもおっしゃられます市民による市民のための行政、これは政治家である行政のトップであれば当然のことだと思いますけれども、いずれ組織運営その他を見てみますと、やはり現場主義というふうな昨日の言葉もありましたが、やはり現場については、やはりこれは大事なことなんですけれども、いずれ鴻上市の組織機構から言いますと、何か国の方の内閣府が非常に力を持っていて、現場、いわゆる各省庁がそれに従うというような、そういうふうなこともあります。いずれ今回の組織改正はそういうふうなこともあるのかなというふうなことも考えられます。したがって、現場主義というふうなことについては大事なことなんですけれども、現場からの意見というものを吸い上げて政策的に判断するというようなことではないかなと思っております。したがって、そういうふうな基本的な考え方で、私どうこう言いませんけれども、そんな気持ちでおります。その辺は答弁いりません。

ただ、新教育制度に対する所見というのは、これ市長さんから答えていただきましたかったわけですが、教育長の答弁でありまして、制度が変わります。いずれ先般、いろいろな新聞紙上等でも、その取り組みは各自治体によってまちまちでありますけれども、今日ちょうど新聞に、いわゆる教育の再生審議会か何かでコミュニティスクールというふうなものがありました。コミュニティスクール。このコミュニティスクールというのは、例えばコミュニティ単位で学校を地域で支えていくというふうなことでありますが、それはつまり住民参加である協働のまちづくりなんだというふうなことを言っておられますし、例えば新しい協働というふうなことも先般の自治基本条例でも言われました。つ

まりコミュニティスクール制度は、新しい公共をつくる一つの住民のコミュニティを活性化させる地域創生の一環でもあるというふうなそんな感じも致しておりますので、今、ただいまの答弁によりますと、新制度を縷々検討して進めるというふうなことでなくて、一步先を見た教育観というものを伺ったわけでありますけれども、その点、端的にひとつお願いします。新教育制度に対する市長の責任が明確になりますので、それに対する市長の所見ですな、市長自身の。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 3番さんの再質問です。いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律が変わって、先ほど教育長が答弁したとおり教育委員長制度がなくなると。それで教育長が特別職になるというような大きな、で、任命もできると。それと、今までの教育委員会の教育方針という行政方針を変えて、市長が主宰する教育会議でやるというようなことではありますが、今の学校関係のことで言いますと、今日の新聞ですか、昨日の新聞ですか、学校を拠点とした地域づくりということがうたわれていまして、なるほどなど、これからは学校を拠点とする公共の共同作業といいますか、そういうのも大変これからは視野に入れていかなければ、なぜかという、学校には子どもがいるし、保護者がいる、関係者がおるというようなことで、地域と学校と行政の役割というもの今後とも考えていかなきゃならないと思います。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 今、市長さんのいわゆる教育にかける地域のあり方について伺いました。いずれ、自治基本条例にありますコミュニティということもあります。そういうふうなことから申し上げますと、やはり学校というのは、いろんな積極的にやっているということはわかりますけれども、一つの大きな一つの目的が欠けているのではないのかなというふうなことであります。したがって、いわゆるキャリア教育の推進ということもやっていますが、やはりコミュニティスクールというものの具体的な取り組みを、新しい公共のあり方というものを探りながら、ひとつ検討していつてもらいたいと思います。

時間がなくなりましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

昼食の時間ですので、13時30分まで暫時休憩致します。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番西村武議員の発言を許します。9番。

○9番（西村 武） それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成27年度の諸事業を支える一般会計並びに特別会計の予算案を審議する3月定例会において、一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。また、日ごろ市政発展のためご努力をなされております市当局のご労苦に対しましても、敬意と感謝を申し上げます。

さて私は、先に提出しておりました通告書に基づきまして順次簡潔に質問致しますので、当局の誠意ある答弁を求めます。

質問は大きく3項目についてお伺い致します。

まず1点目が、国が掲げる地方創生と市の取り組み方について、2点目は、自らの命を守る防災教育について、3点目は、ふるさと納税と市特産品販路拡大について。

それでは、中身の方に入らせていただきます。

1、国が掲げる地方創生と市の取り組み方についてお尋ねを致します。

昨年の12月、衆議院が突然解散し、いわゆるアベノミクス解散でどの政党も、地方に元気を、地方の景気がよくなると国全体の景気に及ぼす影響が大きいと、地方を重視した政策を掲げ、中でも自民党は地方創生を掲げ、引き続き政権を担っていることはご承知のとおりであります。

2015年国の予算の中で地方創生に経費として約1兆円を確保し、目的の中身として地方の人口減少や少子化の対策に財源として配分をされるものであり、当然本市にも配分されるものと思います。国はこれらの対応策について、それぞれの自治体の方針に任せるといった内容であります。いかがでしょうか。これらを含め、次の3点について伺います。

(1) 本市も例外でなく人口が減少しており、10年前は約3万6,000人でありましたが、現在の人口は約3万4,000人で、この背景にあるものは、若い方々が安心して働く職場が少ないのも要因の一つだと思います。国が掲げる地方創生・人口減少に歯どめをかける対応策についてのご所見を伺います。

(2) 本市少子化に対する対応策はこれまでもいろいろ掲げているとは理解しており

ますが、出生率向上につながっていることも理解しております。国が掲げている少子化対策に対し、今後さらにどのような対応策を考えておられるのか、ご所見を伺います。

(3) 地方から東京圏に毎年全国から約10万人もの若い方々が流入し、本市の若い方々も含まれているものと思いますが、若者の地方定着の環境を整えることは重要であり、さらに都市部に住む若い方々を呼び込むような方策こそ、地方創生につながっていくものではないかと思えます。市としての対応策についてのご所見を伺います。

2、自らの命を守る防災教育についてお尋ねを致します。

「災害は忘れたころにやってくる」という、ことわざがあります。6,434人の命を奪った阪神淡路大震災から20年、東日本大震災から4年目の月日が流れました。自然災害の絶えない日本で暮らしていく上で、自助力を高める防災教育が極めて重要であると言われております。特に東日本大震災で防災教育の効果が大きく注目されたことは、皆様にも記憶に新しいことであり、津波避難に重点を置いた教育を行っていた岩手県釜石市では、学校管理下にあった小中学生から一人の犠牲者も出さず、「釜石の奇跡」と全国から注目をされております。長年続けられていた教育が、災害に強い人をつくり、自ら命を守る力を育む教育の好例と、高く評価をされております。

本市も、行政や教育機関、地域住民などが連携した取り組みを行うなど防災教育が必要不可欠と思えますが、次の3点についてお伺いを致します。

(1) 各地域の防災教育の拡大や質の向上を目的とした防災教育に対するご所見を伺います。

(2) 地域の中には多様な人々が暮らしており、それだけ豊富な経験やノウハウもある地域の人材を活用するような支援体制についてのご所見を伺います。

(3) 自らの命を守る小中学生の防災教育と地域の連携に対する所見を伺います。

以上、前段を含めたご所見を伺います。

3、ふるさと納税と市特産品販路拡大についてお尋ねを致します。

ふるさと納税制度が2008年に発足し、全国の市町村自治体がいろいろなアイデアで納税者に寄附等を期待している市町村が多く、中でも納税者に対し寄附額に応じた特産品をお礼にお返しする自治体が増えております。茨城県石岡市の例ですが、制度発足から5年間は年間約3件から23件程度の寄附件数であったが、額も最高年で約1,000万円程度であったものが、特産品の品目を増やしPRに本腰を入れた途端、2013年度は一挙に3,078件、額にして1億6,000万円くらいの見込みであると紹介されております。

私が市当局に質問したいことは、節税効果に加え、納税者にお礼をすることにより、近隣者などへの口コミで次から次へと宣伝となり、納税者だけでなく一般の方々からも多くの問い合わせや注文が殺到している例がありますので、本市としても節税効果と特産品の販路拡大の参考にしていただきたく、次のとおりご所見を伺います。

(1) 本市ふるさと納税者に対し特産品の返礼をすることにより、節税効果とこれのもとで特産品の販路拡大にもつながり、生産者や販売業者の恩恵につながることであり、これらに対するご所見を伺います。

以上、前段を含めまして宜しく答弁をお願い致します。

まず1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 9番西村武議員の一般質問の1つ目、「国が掲げる地方創生と市の取り組み方について」お答えを致します。

ご質問の1点目、「国が掲げる地方創生・人口減少に歯どめをかける対応策」についてお答えをします。

昨年成立した「まち・ひと・しごと創生法」の最大の目標は、地方が成長する活力を取り戻し、人口の減少を克服することです。そのために「国民が安心して働き、希望どおり結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる」としております。

この法律に基づき、昨年末に国が策定した総合戦略を勘案し、県・市町村にも地方版の総合戦略の策定が求められており、この総合戦略に基づく各種施策等の実施に対する経費に、28年度から創設される予定の新たな交付金が活用できる見込みであります。

国からは、人口の減少要因は個々の自治体によって違うため、戦略の策定にあたっては、まずは人口の現状分析を行い、総人口や年齢構成などがどのように変化してきたかその要因を分析し、様々な仮定のもとでの将来人口推計を行い、比較することで今後の課題を把握し、今後予想される人口変化が将来にどのような影響を及ぼすかを分析・考察するよう、依頼されております。本市ではこれに基づき、基礎データの収集作業を行っているところであります。

具体的な対応策については、それぞれの自治体の方針によることとされており、本市では、今年10月ころに策定される見込みの秋田県の総合戦略との整合性を図りつつ、地域の実情を調査・分析した上で、潟上版の対策を総合戦略に盛り込みたいと考えていま

す。

ご質問の2点目、「国で掲げる少子化対策の対応策について」お答え致します。

国の総合戦略では、基本目標の一つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを掲げておりますが、具体的な施策については、それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、1点目の回答で申しあげました総合戦略に盛り込むこととされております。

本市では、不妊・不育症治療費の助成や子宮頸がん予防接種への助成など、県内でも先駆的に実施した少子化対策事業により、その効果があらわれてきていると認識しております。今後もこうした事業を柱に、県の総合戦略とも整合を図りつつ、具体的な対応策の検討を進めたいと考えております。

ご質問の3点目、「若者が地方に定着するための対応策について」お答え致します。

国の総合戦略では、基本目標の一つに「地方への新しい人の流れをつくる」ことを掲げており、2020年までの5年間で、地方と東京圏の転出入の均衡を図るとしております。

具体策として、税制優遇措置などを通じて企業の本社機能の地方移転を促すことなどが挙げられておりますが、まずは国が本腰を入れて実効性のある施策を強力に実行しなければ、実現は不可能と考えております。

本市では、これまで進めてまいりました雇用・福祉・子育て・教育・産業など、様々なジャンルによる総合的な対策に引き続き取り組み、若者が定着できる環境をつくるとともに、都市部から人を呼び込み、呼び戻すための取り組みを今後検討していきたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 9番西村武議員の一般質問の2つ目、「自らの命を守る防災教育について」の1点目と2点目についてお答え致します。

災害対策においては、市や防災関係機関だけでなく家族や地域が中心となって、「自らの生命、財産を自ら守る」、「地域の安全等を自分たちで守る」とした自助・共助・公助の考えに基づき、行動することが重要なことと考えます。このことから、1点目の各地域の防災教育の拡大や質の向上を目的とした教育につきましては、大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、普段から自らが十分な対策を講じておくことが必要ですが、ひとたび大規模な災害が発生すると、危険や困難を伴う場合があったり、個人や家族の力だけ、あるいは、市、消防、警察などの行政の力だけで対応できないことも

想定されます。これらのことから、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことが重要です。このような、日ごろから地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組み、災害発生時に一致協力して救助や避難等の活動を行う組織が自主防災組織です。

現在まで28組織あり、組織化を推進するにあたり、各地区において防災意識の高揚と組織の必要性を理解してもらうための研修を適宜行ってきたところです。今後も、まだ組織化まで至らない自治会等を対象とした研修会や、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、それぞれの地域における地理的条件により災害は異なることから、状況に合った防災教育、防災訓練を実施することなどの防災意識の向上につなげてまいりたいと考えます。

2点目の、豊富な経験やノウハウのある地域の人材を活用するような支援体制につきましては、地域の防災・減災を担っていくのは自主防災組織であり、組織化されていない地域においては自治会等が同様な組織にあたるものと考えます。自らの地域において防災活動として災害発生時の図上訓練等を行うことや、地域のハザードマップを作成することなど、元警察官、元消防官、現在建設業に携わっている方々など、地域の多くの人が関わりを持つことにより、個々の持っている経験が活かされてくるものと考えます。その組織化、訓練などの実施を支援していくことが、市としての責務と考えております。

また、災害時における水防、救助、災害復旧等、第一線での活動のほか、平常時における活動の中心的な役割など、地域防災の中での重要な役割を果たしている経験豊富な地域の消防団の育成強化を図り、地域と連携できる支援体制を構築してまいりたいと考えてまいります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 一般質問の2つ目の3点目、「自らの命を守る小・中学生の防災教育と地域の連携について」お答え致します。

議員のご質問にあるとおり、究極的には自らの命を守ることを学び、実践できることが重要であります。そのために学校では、「災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できること」、「災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確に判断し自らの安全を確保するための行動ができること」、「災害発生時及び事後に、進んで地域の安全に役立つことができること」という、3つの狙いの

もとに防災教育計画を策定して指導にあたっております。

例えば、地域の安全に役立てるための一つの知識として、消防署や消防施設のあり方などを社会科で、自然災害の発生メカニズムを理科などで、また、安全な行動を身につけさせるため、どういったときにけがをしやすいのか、そのためにどんなことに気をつけたらいいかなどを、体育や特別活動・安全指導の時間に指導をしております。その際、警察署、消防署等の地域の関係機関等と連携し、授業にゲストティーチャーとして参加していただいたり、実際の見学学習を組み入れたりするなど、体験型の授業を行うようにしております。

こうした学校での防災教育の状況を、学校報などを通じて地域の皆様にお知らせしたり、自主防災組織の皆さんが学校を避難所として訓練を実施したりするなど、地域と連携した学習の工夫に努めておりますが、今後は「地域の方も加わっていただく防災の授業」、「自分の学校が避難所となった場合を想定した地域と一体になった訓練の実施」など、より一層の指導の充実に努めてまいります。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 9番西村武議員の一般質問の3つ目、「ふるさと納税と市特産品販路拡大について」お答え致します。

現在、本市での寄附金募集は、ホームページのほか、首都圏で開催されているふるさと会の総会時にチラシを配付し、制度の利用を呼びかけております。また、寄附者に対しましては、制度発足直後の平成20年度から、商工会の「ふるさと便」等を活用し、市の特産品を贈呈しているところでございます。

安倍政権では「地方創生」の一環として、27年度から減税対象となる寄附の上限を2倍に引き上げるとともに、確定申告の手続を簡略化するなど、「ふるさと納税」制度を拡充することとしており、寄附者にとってもメリットが増え、納税しやすい環境が整うこととなります。

本市ではこの制度拡充を好機と捉え、新たにインターネットのふるさと納税のポータルサイトへ登録し、PRを強化するとともに、返礼品となる特産品の販路拡充にもつなげたいと考えており、平成27年度当初予算に関連経費を計上したところであります。

また、このポータルサイトへ登録するにあたり、返礼品としての特産品の数を確保する必要があることから、広報かたがみ2月号及び市ホームページにおいて、特産品の提供業者の登録を今月末まで公募しているところであります。

国では、特産品の贈呈により、地元のPRや地域経済への波及効果が期待できる一方で、返礼品による競争過熱を危惧しており、先般総務省から、寄附金の募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為や、寄附額に対し返礼割合の高い品を贈ることなどを自粛するよう要請がありました。

本市と致しましては、ふるさと納税は当該寄附金が「経済的利益の無償の供与」であること、また、当該寄附金には通常の寄附金控除に加えて「特別控除」が適用される制度であることを踏まえ、今後も適切な周知・募集を行ってまいります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 9番、再質問ありますか。9番。

○9番（西村 武） 1番の、国が掲げる地方創生と取り組みについてということで質問させていただきます。

まず、このことにつきましては、先般市長の行政報告でもありましたように、まず、まち・ひと・しごと創生、長期ビジョン、総合戦略、このようになっておりまして、その中での基本目標ですけれども、これは地方における安定した雇用の創出、また2つ目と致しましては、地方への新しい人の流れをつくると。3つ目と致しましては、若い世代の結婚や出産・子育てといったように、あとは時代に合った地域づくりを、そういう安心して暮らせるような地域と、地域の連携を図るといようなことが目標に掲げられておりますけれども、具体的に申しまして、この2番ですね、1番、2番はこれは先ほどの答弁で理解致しましたので、2番について、国が掲げる少子化対策の対応というようなことで、まず若い世代の結婚・出産・子育て、これに対しまして行政サービスと致しまして、これまでも、先ほども申し述べられましたように、例えば不妊治療、あるいは子宮頸がん等、そういうものに本市は力を入れていることはよくわかりますけれども、今後もそれ以外にどのように取り組んでいくのか、もしご所見がありましたらお答えをいただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

先ほどからのこの答弁で、ちょっと消化不良だと思いますが、概念、理念というものの考え方を示して、骨組み、肉づけはこれからなんです。ですから、今の2点目の質問の子育て、いわゆる少子化対策については、不妊治療とかそういうのをやっていますが、これに加えて何をするかということについては、今後の調査によって施策が生まれてく

ると。今言えることは、結婚適齢期の方々がたくさんおると。男も女も。それがなぜこういうことになったかというのをアンケート調査の今しておりますので、それらも踏まえて市でそういうような方々の仲介なんかをできないものかというようなものも、当然含まれてくるであろうと思っています。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） これは長い目で、総合戦略でございますので、市の今後の取り組み方に期待を致しまして次の質問に移らせていただきます。

2番目、自らの命を守る防災教育についてをひとつお尋ねをしたいと思います。

先ほど答弁の中で、自主防災組織が28組織があると言われております。この、せっかく組織ができましたけれども、これらに対して指導ですね、例えば市の向上を目的とした防災教育、この指導ですけれども、指導のあり方についてももう一度お答えをいただきたいと思います。

それともう一つは、現在組織化していないところは今後どのように対応していくものか、その辺のところ、自治体にお任せなのか、あるいは行政側の方からこうした方がいいんじゃないかというそういう提言をしているものかどうか、その辺のところをまず1点お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇。

○生活環境課長（部長待遇）（関谷良広） 9番西村議員の質問にお答えします。

現在、先ほどお話ししましたとおり、自主防災組織は28組織41自治会で行ってございます。

訓練につきましては、研修会につきましては、26年度には現在13回の研修会を行ってございました。そのうち1回は、26年初めての試みとしまして、今まである28組織のリーダー研修会を行ってございます。そういう中で自主防災組織の発展といいますか、そういう能力の高めるための研修を行っているところです。

あと、今41自治会が行ってございますので、もう60自治会あまりが残ってございまして、その中でも今10自治会について、今話し合いが進んでいるところがございます。それでもまだ半分に満たないところでございますので、この後も自治会長会議なり、それから各個々の自治会に声かけながら、いつでも職員が出て行って研修会なり、自主防災組織の必要性についてご説明申し上げたいと思っていますので、お声かけしていただければ幸いです。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） （1）の質問につきましては、この28組織、残り60って言ったっけ、この後も引き続き進めていきたいと、こういうことだそうでございますね。

それで、例えば市の高いそういう防災教育ですか、こういうものについてリーダーだけの講習会やっても、実際の実質的なそういう講習等につきましてはどのようにお考えなのか。その辺のところも、もう一度答弁していただきます。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇。

○生活環境課長（部長待遇）（関谷良広） ただいまの質問にお答えします。

今回の26年度の内13回行ってございますけれども、現在25年度に組織化された組織に対しまして資機材を貸与してございます。その資機材の使い方を通じながら、その町内の方々、みんな自治会の方々を集まってもらって、使い方を行いながらその実施に向けて研修してございますので、それを継続的に進めてまいりたいと思いますし、それから、その際にもやはり消防署員からとか来てもらって、救急救命だとかそういうまた一歩ステップアップした研修を行ってございます。そういうのをPRしながら研修を続けたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） （1）につきましては大体答弁でよくわかりました。

（2）ですけれども、これは豊富な経験やノウハウのある地域の人材の活用というようなことで、ここには例えば地域に住む元警察官のOB、あるいは元消防団のOBとか消防職員のOB、あるいは自衛隊の方々、そういう方々もその地域によっておりますので、是非ともそういう方々も防災組織の中に組み込んでいただいた方が、より効果になるのではないかと思います。それは答弁がそのとおりでございますので、この2番につきましては終わります。

3番ですけれども、（3）自らの命を守る小中学生の防災教育と地域の連携ですけれども、これも地域住民と一体となった訓練を行うと、このような答弁でございますけれども、実際そういう訓練を行ったことがあるのかどうか、その辺のところと、今後どのように地域と関わっていくのか、その辺のところをひとつ答弁をしていただきます。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 9番西村議員の再質問にお答え致します。

学校における避難訓練として地域に関わりというふうなことになりますけれども、実

際、先ほどご説明したとおり、主体的に行動する態度を育成するというふうなことから安全教育ということで、地域住民、それから保護者、関係機関との連携をしながら、学校の安全管理の充実・徹底を図るというふうなことに努めております。各学校においては年に3回から5回程度、避難訓練などを実施して、学校における防災教育の充実を図っているというふうなことでございます。今後も安全教育、安全管理に万全を期しながら努めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） 今答弁をいただきまして、是非ともひとつそういうふうに努力をしていただきたいと、こういうことで自らの命を守る防災教育につきましては終わりました、次に、ふるさと納税と市特産品販路拡大についてというようなことでお尋ねというよりも、これは2月21日のときの新聞等でもありまして、ふるさと納税をPRして本腰を入れたいと、こういうことなので、あまり行き過ぎにもならないようにひとつ成果を期待して、この質問は終わります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これをもって9番西村武議員の質問を終わります。

17番伊藤正吉議員の発言を許します。17番。

○17番（伊藤正吉） 私からは3つの質問がございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

1つ目は、平成27年度予算における市長の市政運営について、2つ目は、子育て支援について、3つ目は、地域審議会の今後についてであります。

それでは、通告の順に従って質問を致します。

1つ目の平成27年度予算編成における市長の市政運営についてでございます。

合併から丸10年が過ぎ、これまでの10年間を総括して新生潟上市をどう作り上げるのか。少子高齢化が進行する中、どう人口減少を食いとめていくのか問われていく、大事な大事な平成27年度でございます。

折しも今年は、これまでの総合発展計画が最終年度を迎え、次期総合発展計画の作成の年でもあります。市長は先の全員協議会において、合併時からの最大の懸案事項であった新庁舎の完成で、ハード事業については一応の区切りをつけ、これからはソフト事業を推し進めていくと述べられておりました。市長は新生潟上市の将来をどう展望し、平成27年度予算をどのような考えのもとで編成したのか、お知らせ願います。

2つ目は、子育て支援についてであります。

人口減少する中での対策として、少子化対策の中核をなす子育て世代の対策をどうするかが大きな問題であり、安心して産み育てやすい環境づくりが重要であります。そのためには、その子育て世代の施策をどうするかにあります。地方創生関連事業の中にも、「雇用の創出・地方移住」、「出産・結婚・子育て事業」等があります。その中身と致しまして、子育て世代包括支援センターの整備、待機児童解消加速化プランの推進等があります。

また、平成27年4月から「子ども・子育て支援」について、少子化対策の新制度がスタートします。これは、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援についてであります。このように国でも本格的に子育て支援に力を入れているところであります。

そこで質問ですが、1つ目と致しまして子育て支援班の設置についてであります。子育て世代の施策を総合的に捉え、企画や調整を行う課や班の設置についてであります。先に示されました行政組織機構の見直し案にはなかったのですが、今後、子育て支援課または班の設置についてどう考えているのか。県はもとより、県内の各市においても、ほとんど子育て支援課または班の設置をしております。前向きな答弁をお願いします。

2つ目と致しまして、子育て世代へのアンケート調査の実施についてです。子育て世代の皆さんは何を必要としているのか、どういう要望があるのか、どういうことに困っているのか、どういう施策が欲しいのか、アンケート調査をすることによって、これからの子育て支援を推進する上での施策等の方向性が見えてくると思います。アンケート調査の実施についてのお考えをお伺いします。

3つ目は、保育園待機児童の解消についてです。保育園の待機児童についてであります。

若い子育て世代の中には、経済的に働きたいが小さい子どもがいるため、子どもを保育所に預けたいが空きがなくて困っている人がいると聞いております。現在どのくらいの待機児童がいるのか。また、待機児童解消について、今後の対策と見通しについてお伺いします。

3つ目は、地域審議会の今後についてであります。

平成の大合併で誕生した県内15市町のうち7市が、住民の意見を聞く諮問機関「地域

審議会」として旧自治体ごとに設置しております。審議会の活動期間はあらかじめ10年と決めており、本市においては、先の審議会でもって廃止という当局の考えが示されました。

「地域審議会」は、この10年間、その年その年によって、地域の要望や課題について行政に対して声を届けてきました。行政としても地区住民の意見を聞く場として、それなりの効果があったと思います。

いよいよ天王地区に新庁舎が完成し、新年度からスタートされます。昭和・飯田川庁舎は出張所になります。昭和・飯田川地区の空洞化が進むのではないかという、懸念する声や不安視する住民の声があります。今後も昭和・飯田川庁舎の活用、旧八郎潟ハイツの再建設など、住民の声を反映させる機会がますます増えるこの時期に、地域審議会にかわる機能を持つ協議会等の設置の考えがないのか、お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 17番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、「平成27年度予算における市長の市政運営について」お答えを致します。

伊藤議員ご指摘のとおり、現在の総合発展計画は平成27年度に最終年度を迎えることから、これまでの総合発展計画についての検証を行い、社会経済情勢の変化と今後の見通しを踏まえ、28年度を初年度とする次期総合計画の策定を進めているところであります。

また、27年度は地方版の「人口ビジョン」と「総合戦略」の策定が本格化致します。新たな総合計画の策定と合わせまして、本市においても地域の特徴を生かした自立的かつ持続的な社会を創生することを目指し、国・県と一体となって人口減少抑制・地方創生を実現していくべく、一層の努力をしていく所存であります。

さて、いわゆるアベノミクスにより日本経済は緩やかな回復基調が続いているとは言うものの、その成果が地方へ広く行きわたっているとは言えない状況であります。また、国内外の情勢は日々目まぐるしく、社会保障制度などの不透明さも相まって、国民の将来に対する不安は高まっております。しかしながら、どのような経済情勢下にあっても市民の皆様のご生活基盤をしっかりと支えていくことが重要であり、それが行政に課せられた最大の使命であると認識しております。

そのような状況下で、27年度当初予算は「市民の安全・安心のまちづくり」に重点を置いた内容となっております。主な新規事業としては、市民の安全・安心の確保として、

ピロリ菌検査事業、空き家解体費補助事業、消防積載車ポンプ更新事業、妹川浜集会所整備事業、公共交通環境の整備や幹線道路網整備など市民生活に身近なインフラ整備として、大久保駅舎整備事業、羽後飯塚駅舎整備事業（実施設計）、マイタウンバス購入事業、道路新設現地調査事業、教育の充実として、石川理紀之助翁生誕170年・没後100年記念事業、羽城中学校大規模改修事業、飯田川小学校大規模改修事業（実施設計）を実施致します。

今後も市民の目線に立ち、「安全」「安心」「安定」を基本としたまちづくりに誠心誠意取り組んでまいります。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 17番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目、「子育て支援について」お答え致します。

1点目の「子育て支援班の設置について」であります。

人口減少、少子化対策のほか、地域での子育て対策など、市を取り巻く子育ての環境は変化してきております。

27年4月より、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すこととなります。

ご質問の「子育て支援班の設置について」でありますけれども、昨年6月議会でもお答えしましたが、本市の現状は、妊娠から乳幼児期は健康推進課、就学前の児童や放課後児童クラブは幼児教育課が担当となっております。本市では、平成24年度に庁内の「行政組織機構検討委員会」で、子育て支援の全ての業務を担う「子育て支援課」の設置について検討致しましたが、現行のままとした経緯がございます。

現在の市の組織で、子育て理念や施策の一貫性は果たして実現できているのか、また、諸課題にはスピーディーに対応できているのかなど、常に検証・見直しをしていくことは重要であると思っております。

「子育て支援班」の設置は、今のところ検討という段階でとどまっておりますが、子育てに関しましては市民の皆様からの要望や課題も多い部署であり、その充実強化を図っていく考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の「子育て世代へのアンケート調査の実施について」ですが、現在、「子ど

も・子育て支援事業計画」を作成中であり、その基礎資料を得ることを目的に、平成25年度に子ども・子育て支援に関するアンケート調査を、就学前の児童の家庭全戸を対象に実施しております。

内容としては、子どもと家族の状況、保護者の就労状況、教育・保育の利用希望など30項目以上について調査致しました。

3点目の保育園待機児童の解消につきましては、藤原議員にもお答えしましたが、2月23日現在、新入園児の申し込みは207人の申し込みがあり、園児の保育に必要な保育士数を確保できないため、46人の新入園児に現在入園の許可を出せない状況となっております。

この状況を解消するため、現在も保育士を募集しており、今後の保育士の応募の状況にもよりますが、できる限り待機児童を出さないように努めてまいります。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 伊藤議員の一般質問の3つ目、「地域審議会の今後について」お答え致します。

地域審議会は、市町村合併直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であり、旧合併特例法第5条の4第1項の規定により、合併関係市町村の協議により期間を定めて置くことができるものであります。

本市においては、合併時の協議により、旧昭和町地域と旧飯田川町地域に10年間と期間を定めて設置したものであります。この間、住民代表である議員の皆さんの活動はもちろんでありますが、そのほかにも「潟上市自治基本条例」や「潟上市議会基本条例」の制定、自治会・コミュニティ・婦人会・老人クラブをはじめとする各種団体を通じた取り組み、外部委員で構成される付属機関への諮問等、また、その付属機関への公募委員の登用、さらには、重要な計画策定時には事前の住民アンケートの実施や素案段階でのパブリックコメントの実施、また、月1回の市長面会日の実施など、住民の意見を反映させる仕組みが既に多く構築されております。

新市の誕生から10年が経過しようとしており、市の一体感は醸成されてきたと感じております。今後は、人口減少・少子高齢化が進む中で「潟上市のまちづくり」をどのように考えていくのが重要であり、次代を担う若者が、この潟上に定着するまちづくりという視点を持って進めていかなければなりません。

このようなことから、旧町を単位とする地域審議会にかわる会の設置は今のところ考

えておりませんが、伊藤議員の考えももっとも思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（伊藤正吉） まず最初の、平成27年度予算編成における市長の市政運営についてでありますけれども、27年度の予算を見ますと、市庁舎整備事業の最終年度ということでそれに伴うところの予算と、公共交通環境の整備、幹線道路整備などのインフラ事業、ほかに学校の大規模修理、駅舎整備事業などが主な投資的予算であります。27年度は、次期総合発展計画や第3次行政改革大綱集中改革プラン、また先ほどおっしゃった総合ビジョンなどの作成など、さまざまな計画が予定されております。これからが新生潟上市の5年、10年先のビジョンについて、また、具体的な政策について計画されてくることと思います。どうか市長の言う、安全、安心、安定を基本としたまちづくり、そして市民のみんなが潟上市に住んでよかったと思うまちづくりを目指した取り組みをお願いして、1つ目の質問は終わります。

次に、子育て支援についてであります。

まず、この件についての1つ目の、この件についての答弁を教育部長が行っておりますけれども、この質問は組織機構についての質問であります。市長または総務部長が答弁すべきではないでしょうか。

そこで再質問致しますが、子育て支援については27年度の主要施策の中にも述べております。子育て支援については、個々の課で施策を考えるのもいいですが、それらを総合的に施策を企画・調整するところの班の取り組みが必要となると思います。子育て世代には、貧困問題、虐待、子育て、健康、医療費の拡大、そして今問題となっている待機児童など、また母子家庭や結婚などさまざまな問題がございます。それらを考えますと、やはり総合的にこれからどうやっていくのか、子育て世代を、そういった調整するところの班の取り組みが少子化の改善につながるとは思います。いかがでしょうか。

県内の各市を見ても、子育て支援課・班、名称は違いますが子ども課など、ほとんど設置しております。本市においては、前回提出されたこの組織機構図を見ますと、その事務所掌の中にも子育て支援の言葉も入っておりません。本当に少子化問題、子育て支援について力を入れているのか、やる気があるのか、見えてこないです。市長の答弁をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 伊藤議員の質問にお答え致します。

子育て支援というこの問題については、ちょうど去年の6月議会でも、子育て支援の全ての業務を担う子育て支援課の設置ということで伊藤議員が一般質問されておりました、答弁としては、秋田県にならい現状のとおりとするということです。それで、一般質問の質問書の方にも伊藤議員の方からは、県ではもとより県内各市とありますが、秋田県では大きく2つの課に分かれています。ですから、それぞれ名前だけをとっていると県内ではいろいろこう、そういう名前を使っていますが、伊藤議員のおっしゃる子育て支援の全ての業務を行う子育て支援課、あるいは子育て支援班が、県内のほとんどの市町村に設置しているということは確認しておりません。全てそういう内容であるのかということがちょっと疑問であります、本市の方では毎年、課長職による潟上市行政組織機構、あるいは部長職による検討、それから幹部による調整と、いろいろやっておりますけれども、その中で子育て支援の全ての業務を行う子育て支援課の設置についても毎年のように検討しております。以前からそういうのが、市長もやりたいという意向ありましたので、それでそれについては特にこう詳しく検討調査しているわけですが、実際、潟上市では幼稚園、保育園関係は幼児教育課、児童手当などは社会福祉課、赤ちゃん訪問などの健康に関しては健康推進課で、それぞれ実施することにしておりました。で、新組織においてもそのようにしております。この内容については今後また見直しはしてまいりますけれども、ほかの市町村と同じように取り組みが比べると非常に少ないというその文言について、ほかの市町村も全ての業務をやっているところがほとんどなのか、そこが非常に疑問であります。

いずれにしても、市政としては今後必要な政策、あるいは組織が必要な内容と思しますので、今後もまた検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） まず冒頭、市長か総務部長が答弁するべきであるという点も理解しました。

それで今、総務部長が答弁しましたが、要するに子育て支援というものは、人口減少問題、いわゆる総合ビジョンでも相当のウエイトを占める課題だと思しますので、今後、名前がどうなるかわかりませんが、いずれ子育て支援というものは重要ポストになると

いうことはお答え申し上げたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） ただいまの答弁で大体わかりましたけども、実際私も各県内を調べました。そうすると、秋田市でも子ども未来部、その中に子どもに関する育成センター、また、いろいろその課があります。また仙北市においても子育て支援課、由利本荘市においても子育て支援課、能代市においても子育て支援課、大館市においても子育て支援係、横手市は子育て支援課、大仙市では子どもの子育て支援、これは児童家庭課の中にあります。男鹿市においても健康子育て課とか、名称はちょっと違いますけども、ほとんど子育て支援については一生懸命取り組んでございます。前向きに今後、この班の設置の検討をやるということですので、この後どうか宜しくお願ひしたいと思います。

次に、子育て世代のアンケート調査の実施についてでございますけども、アンケート調査については過去に、平成25年度に就学前の子育て世代に実施したということですので、その調査を参考にして、本当はもっと広げてアンケートをとるべきだと思いますけども、子育て世代の施策を推進していただきたいと思います。答弁はいいです。

それから、保育園の待機児童の解消についてでございます。

現在46名の待機児童がいるという答弁でありましたけども、待機児童の解消の一番の問題は、保育士不足の問題だと思います。それには臨時保育士の処遇の改善が一番大きな問題だと思います。これにはやはり政策でもって時給をもっと上げるとか、思い切った改善をしないと、待機児童の解消は前進しないと思います。待機児童が解消することによって、この後、第2子、第3子とまた期待もできます。これこそ子育て世代の施策であります。市長どうか前向きな政策でもって、待機児童の解消を考えていただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 要するにこの後の、明日の質問も出てきます。午前中にも出てきましたけれども、この保育士が不足しているという状況は待遇もあると思います。潟上市でも他市の例にとっても、決して待遇は悪いとは、だんだん改良はしてきます。ただし最近では、秋田市に近いせいか通勤費も出してほしいとか、こういうような要求が上がってきていますが、それはどうかなということ、いずれにせよ、これは小林洋教育長時代からだんだんだんだんこう、なぜその保育士が足りないんだかというようなことで検討してきましたが、待遇がほかよりは悪いと。それじゃあ、ほかよりも追いついて追いつ

越した方がいいということできた経緯があります。これ2回か3回やってます。それと、じゃあしからは保育士を全部正職員にした方がいいんじゃないかという、定員管理の問題でこれは到底不可能な問題もありますので、これは明日の答弁にしまっておきますが、いずれにせよ、そういう待遇改善については私も理解していますので、できる限り待遇改善していきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） ただいまの質問については前向きに検討するということですので、宜しくお願ひしたいと思います。

次に、3つ目の地域審議会の今後についてでありますけれども、地域審議会にかかわることについては考えてないということでございますけれども、今後、まだこの昭和庁舎の活用とか、この合併特例債の5年間の延長など、今後地域住民の意見を聞く機会が増えると思います。また、昭和と飯田川のこの庁舎が、これまで歴史のある庁舎で、ずっと今までやってきました。それが出張所にかわるということで、役場の機能がなくなると思っている人もたくさん耳に聞こえます。危機感を感じております。やはり地域審議会にかかわる諮問機関の会が必要と思われませんが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今総務部長は、「今のところ審議会にかかわるべきことは考えていませんが、伊藤議員の考えももつともですので今後検討します」と答えていますが、実は先日、昭和・飯田川の地域審議会の最後の会に私、懇親会の招待受けましていろいろお話を聞きました。大変よかったと、我々も勉強になったというようなこともありましたけれども、それにかかわるべき組織というものを考えられないかということでありましたが、当然私としてはこのかわるべき組織というものは必要であろうと思います。諮問機関は別として。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） ただいま市長の方から前向きに検討していただくということでありましたので、どうか宜しくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（伊藤榮悦） これをもって17番伊藤正吉議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、明日27日10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。  
どうもご苦労様でした。

---

午後 2時34分 散会